

仕事と育児・介護の両立支援の促進に関する基本法の概要

育児・介護をめぐる状況

- ・共働き世帯は増加傾向。妻がフルタイム労働の世帯数も500万世帯近くになる。
- ・今後子育て世代になる層は夫婦で積極的に子育てすることを希望する者が増加。
- ・介護等での離職者数は約10万6000人。男性の割合は増加傾向。

両立支援に関する法律の現状

- ・育児・介護休業法の改正が重ねられているものの、各論の議論に終始しており、仕事と育児・介護の両立の障壁を抜本的に解決する方向になっていない。
- ・既存の制度の改正だけではなく、諸外国の事例も参考に、全体的な制度の構築が必要である。

〇目的

男女とも職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができる社会の実現に資すること。

〇基本理念

- 1 育児・介護を行う全ての労働者の基本的人権の尊重、差別的取扱いの禁止
- 2 育児・介護を行う全ての労働者の意見を表明する機会の確保
- 3 育児・介護を行う全ての労働者の意見の尊重、円滑な就業に向けた配慮
- 4 男女ともに育児・介護について役割を円滑に果たせる社会環境の整備
- 5 育児・介護を行う全ての労働者が充実した職業生活を営める社会環境の整備
- 6 全ての労働者が心身の健康を維持しながら幸せに働き続ける社会を目指し、全ての労働者の求める働き方の多様な希望に応えることのできる制度の構築

〇基本方針

- ・職場全体における長時間労働の是正
- ・雇用形態や就業時間に応じた賃金格差及び待遇格差の是正
- ・両立支援にかかる個別の意向の確認と配慮の徹底
- ・育児や介護への男性の積極的な関わりの促進
- ・離職者が職業生活を再び営むことができる制度の構築
- ・企業及び周囲の労働者の支援の徹底

〇国(政府)や地方公共団体の責務

- ・施策の実施に必要な法制上、財政上及び金融上の措置
- ・施策の総合的な策定、実施、及び、施策に関する報告書の提出
- ・制度の実施状況等に関する調査及び結果の公表

仕事と育児・介護の両立支援の促進に向けて国が行うべき基本的施策

長時間労働の是正	賃金格差の是正
・総労働時間の上限規制 ・勤務間インターバルの付与 ・時間外労働等の割増率の引き上げ ・年間所定労働時間を超えた場合、割増賃金に加えて休暇の付与を義務づけ ・企業による労働時間の情報開示	・均等均衡待遇の徹底 ・非正規雇用の低賃金の是正 ・時短勤務制度を利用した場合、短縮した就業時間に対する公的な制度からの給付金の支給 ・子の看護等休暇の有給化
個別の意向の最大限の配慮	男性の積極的な関わりの促進
・個別の意向の最大限の配慮 特に、転居等を伴う配転命令に関しては個々の状況が配慮される取組みを整備 ・個別の意向の聴取や確認等にあたってハラスメントが生じないように対応 ・労働組合の関与が可能な制度の構築	・育児休業中・介護休業中の経済的支援 ・育児休業・介護休業の取得の人事評価等への悪影響の防止 ・男性の育児休業の取得日数等の具体的な数値の公表
離職者の再就職支援	企業や周囲の労働者に対する支援
・離職者の再就職支援、復職制度	・代替要員の配置、それに向けた助成
育児・介護に関する公的支援	労働組合の役割
・保育園、介護施設等の公的機関の充実 ・ケア労働に従事する労働者の費用補助	・労働組合による調査・実態の把握 ・制度設計段階からの意見聴取